

イコールケアプロダクツ
特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）事業 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社イコールが開設するイコールケアプロダクツ（以下「事業所」という。）が行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士）又は、介護員養成研修修了者、若しくは都道府県知事が指定した福祉用具専門相談員指定講習会修了者（以下「専門相談員」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定福祉用具販売を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 イコールケアプロダクツ
- 二 所在地 住所 東京都東大和市仲原 1-6-2

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 二 専門相談員 6名（常勤4名 非常勤2名）
専門相談員は、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行う
- 三 事務職員 0名（常勤0名）
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(特定福祉用具販売等の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 特定福祉用具販売等の提供方法及び内容は次のとおりとし、特定福祉用具販売を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定特定福祉用具販売が法定代理受領サービスである場合は、その1割の額とする。

2 専門相談員は特定福祉用具販売の提供にあたっては、利用者の身体の状況、利用者の希望、その置かれている環境を踏まえ選定し、専門的知識に基づき福祉用具の機能、使用方法等に関する情報を提供する。

3 特定福祉用具販売の提供にあたっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者の心身の状況に応じて福祉用具の調整、修理等を行う。

4 特定福祉用具販売の提供にあたっては、居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じる。

5 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う特定福祉用具販売に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えて1 kmにつき 200 円

(2) 特別な搬入による場合 実 費

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、東大和市、武蔵村山市、東村山市、立川市、小平市、目黒区、大田区、世田谷区の区域とする。

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、提供した特定福祉用具販売に係る利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第10条 特定福祉用具販売事業所は、専門相談員の質的向上を図るため、研修の機会（採用時研修、継続研修）を適時設ける。

ものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で

なくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社イコールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

平成 2 8 年 6 月 1 日 改正